

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	山県市食料品等物価高騰支援給付金	①物価高騰等に直面する生活者への食料品に関する必要な支援を迅速に行うため、現金4,000円を全市民へ給付する。 ②交付金、業務委託料、手数料、通信運搬費、印刷製本費、消耗品費、職員手当 ③【交付金】 4千円×24.4千人=97,600千円 【業務委託料】 ・給付事務支援委託:10,681千円 ・発送代行BPO:1,338千円 ・給付支援サービス利用料:1,803千円 【手数料】 振込組戻し手数料:2,541千円 【通信運搬費】 郵送手数料:3,208千円 【印刷製本費】 封筒印刷費:170千円 【消耗品費】 消耗品:300千円 【職員手当】 時間外勤務手当:500千円 ④ 令和8年1月1日に山県市に住民登録のある市民	R8.2	R8.3
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	小中学校給食対策事業(R6補正分)	① 物価高騰等に直面する子育て世帯を支援する観点から、必要な支援を迅速に行うため、小中学校の給食費の高騰分も含め全額無償化を行う。(教職員分を除く) ②③ 小学校学校給食無償化事業補助金 62,435千円 ・無償化分:310円×1,002食×201日=62,434,620円 ②③ 中学校学校給食無償化事業補助金 41,269千円 ・無償化分:340円×595食×204日=41,269,200円 ④ 山県市立小中学校に在席する児童生徒の保護者 全体事業費103,704千円のうち88,135千円分を優先充当	R7.4	R8.3
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	小中学校給食対策事業(R7予備費分)	① 物価高騰等に直面する子育て世帯を支援する観点から、必要な支援を迅速に行うため、小中学校の給食費の高騰分も含め全額無償化を行う。(教職員分を除く) ②③ 小学校学校給食無償化事業補助金 62,435千円 ・無償化分:310円×1,002食×201日=62,434,620円 ②③ 中学校学校給食無償化事業補助金 41,269千円 ・無償化分:340円×595食×204日=41,269,200円 ④ 山県市立小中学校に在席する児童生徒の保護者 全体事業費103,704千円のうち15,569千円(R6補正配分予定額充当後の残額)分に充当	R7.4	R8.3
4	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	令和7年度小中高特入学等準備応援金	① 物価高騰等に直面する子育て世帯のうち、入学等準備にかかる費用負担を軽減するため、応援金を給付する。 ② 事務費(報酬、共済費、旅費、需用費、役務費) 及び応援金(補助金) ③ 応援金 22,680千円 事務費690千円 ・新小学1年生 30,000円×144人=4,320,000円 ・新中学1年生 40,000円×209人=8,360,000円 ・新高校1年生 50,000円×200人=10,000,000円 ④ 市内に住所を有する新小学1年生、新中学1年生、新高校1年生の児童生徒の保護者	R8.1	R8.3
5	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	令和7年度小中学校教材費無償化事業	① 物価高騰等に直面する子育て世帯のうち、義務教育にかかる保護者の経済的負担を軽減するため、教材費の無償化を実施する。 ② 消耗品費 ③ 交付対象経費 小学校分 10,055円×1,026人×1/2=5,158,215円 中学校分 18,523円×575人×1/2=5,325,363円 一般財源 小学校分 10,055円×1,026人×1/2=5,158,215円 中学校分 18,523円×575人×1/2=5,325,363円 ④ 小中学校の児童生徒の保護者	R7.4	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
6	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	山県市賃上げ重点支援助成金	<p>①中小企業者等の持続的な発展と経済の好循環につなげるため、原材料・エネルギー価格の高騰や人件費の上昇等により、深刻な影響を受けている事業者及び個人事業主の賃上げに対して助成金を交付する。</p> <p>②3%以上の賃上げを実施した中小企業者に対して従業員1人あたり5万円、1事業者あたり上限20万円の助成金を交付する。また、助成事業者の経営力向上及び賃上げ支援ができるよう、経営指導及び技術的支援並びに助成金申請支援等のための費用を山県市商工会に負担する。</p> <p>③事業者数×(申請者数(150社)÷総事業者(1,300社))×助成金額 (1)1~4人 830社×0.115×100千円=9,545千円 (2)5~9人 217社×0.115×200千円=4,991千円 (3)10~19人 154社×0.115×200千円=3,542千円 (4)20人以上 102社×0.115×200千円=2,346千円 山県市商工会負担金 (1)助成金予算額×1割 20,424千円×0.1=2,042千円</p>	R8.2	R8.3
7	④消費下支え等を通じた生活者支援	山県市水道基本料金物価高騰支援事業	<p>①物価高騰の影響を生活者及び事業者支援の観点により水道基本料金の無償化を行う。(公共施設を除く) ②営業収益:水道料金基本料 対象:令和8年2月請求分各口径別1ヶ月水道基本料金(税抜) φ13 1,300円、φ20 2,010円、φ25 2,630円、φ30 2,960円、φ40 5,330円、φ50 7,780円、φ75 16,400円 ③総件数10,300件 基本料金29,000千円(R7.12時点)※公共施設を除く ④山県市水道事業と給水契約をしている使用者(官公庁を除く)</p>	R8.2	R8.2
8	①食料品の物価高騰に対する特別加算	公立保育園給食費無償化事業	<p>①物価高騰等に直面する子育て世帯を支援する観点から、必要な支援を迅速に行うため、公立保育園児の給食費の高騰分について無償化を行う。(教職員分を除く) ②賄い材料費 ③8,784,299(総事業費)=1,254,941(給付費)+7,529,358(一般財源) 給付費内訳 @48円(差額)*42,860回(食数)=2,057,280円 2,057,280円×61%(3歳以上児)=1,254,941円 ※61%→9/30時点の3歳以上児率 一般財源 @338円(差額)*42,860(食数)=14,400,490円 14,400,490×61%(3歳以上児)=8,784,299円 8,784,299-1,254,941円=7,529,358円 ④公立保育園に在席する児童生徒の保護者</p>	R7.4	R8.3
9	①食料品の物価高騰に対する特別加算	私立保育園給食費無償化事業補助金	<p>①物価高騰等に直面する子育て世帯を支援する観点から、必要な支援を迅速に行うため、私立保育園児の給食費の高騰分について無償化を行う。(教職員分を除く) ②給付費 ③14,033,760(総事業費)=1,992,960(給付費)+12,040,800(一般財源) 給付費内訳 高富@48円(差額)*24,240回(食数)=1,163,520円 富岡@48円(差額)*17,280回(食数)=829,440円 計1,992,960円 一般財源 高富@338円(差額)*24,240回(食数)=8,193,120円 8,193,120-1,163,520=7,029,600円 富岡@338円(差額)*17,280回(食数)=5,840,640円 5,840,640-829,440=5,011,200円 計12,040,800円 ④私立保育園に在席する児童生徒の保護者</p>	R7.4	R8.3
10	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	農業用揚水機電力価格高騰対策支援金	<p>①物価高騰により電気料金の影響を受ける農業者への支援として、農業者が構成員となる水利組合の農業用のポンプ等施設電気料への補助を行い、耕作に伴う農業者の経費負担の軽減を図る。 ②農業用揚水機電気料への補助金 ③15,000円×40組合×5ヶ月 ④市内農業従事者</p>	R8.2	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
11	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療福祉サービス事業所物価高騰対策支援金	①物価高騰等に直面する医療福祉サービス事業所を支援する観点から、必要な支援を迅速に行うため、事業所への支援金を給付する。 ②③ 病院 1施設×300千円=300千円 診療所 22施設×100千円=2,200千円 薬局 12施設×50千円=600千円 施術所 10施設×30千円=300千円 介護訪問系 24施設×30千円=720千円 介護通所系 12施設×50千円=600千円 介護入所系 10施設×100千円(規模の違いによる)=1,000千円 介護入所系 5施設×300千円(規模の違いによる)=1,500千円 養護老人ホーム 300千円×1施設=300千円 重度訪問介護サービス 30千円×3事業所= 90千円 事業所入所支援サービス 300千円×3事業所=900千円 共同生活援助サービス 100千円×3事業所=300千円 短期入所サービス 100千円×5事業所=500千円 生活介護サービス 50千円×5事業所=250千円 自立訓練(機能・生活) 50千円×1事業所= 50千円 就労選択支援サービス 50千円×1事業所= 50千円 就労継続支援(A型・B型)サービス 50千円×6事業所=300千円 居宅介護サービス 30千円×3事業所= 90千円 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援・障害児相談支援サービス 30千円×4事業所=120千円 保育・認定こども・幼稚園 300千円×3施設=900千円 小規模保育園 50千円×1施設=50千円 病児園 20千円×1施設=20千円 ④市内に主たる事業所を有する医療機関および福祉サービス事業所	R8.2	R8.3